

## < はじめに >

平成25年4月1日に労働契約法が改正され、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換できるルールが定められました。

（参考「労働契約法改正について」を御確認ください。）

本学の非常勤講師で無期労働契約への転換を希望される場合は、下記のとおり手続きが必要となりますのでご注意ください。

## < 無期労働契約講師について >

### 1. 無期労働契約への転換申し込みについて

有期労働契約が通算5年を超えた非常勤講師には、無期労働契約への転換希望の有無及び無期転換後に担当できる授業科目（※）について個別にご案内を通知します。

無期労働契約への転換を希望する場合には、希望する旨を回答の上、6年目以降の当該有期労働契約が終了する2月前までに無期労働契約転換申込書（別紙様式1）を学長へ提出してください。委嘱依頼時の確認書とは異なりますのでご注意ください。

※「無期転換後に担当できる授業科目」とは、当該無期転換後に一度でも担当する可能性がある授業科目の範囲を示すものです。

### 2. 担当できる授業科目の決定について

無期転換後に担当する授業科目については、開設する授業科目や専任教員の担当状況等を考慮した授業科目範囲の中から決定されます。また、上記の授業科目範囲のほかに担当できる科目について意見の提出があった場合は、科目世話人と調整の上、決定することとなります。なお、授業科目によっては毎年必ず実施されるものではありませんので、ご注意ください。

### 3. 無期転換後の雇用条件について

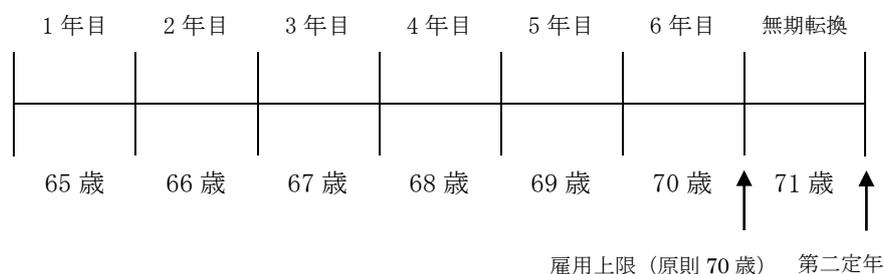
無期労働契約となった非常勤講師の雇用条件は以下のとおりです。

担当授業科目の制限	あり（無期転換後に担当できる授業科目の範囲内）
身分の保障	年度ごとの契約はない（原則、定年まで雇用）
雇用の上限及び定年	・ 70歳の年度末まで<規程第14条第1項> ・ 無期転換後の最初の3月31日まで （70歳を超えて無期転換した場合）（※）<規程第14条第2項>

※70歳を超えて無期転換した場合の例（第二定年）

本来の定年である70歳以降に無期労働非常勤講師となった者の定年は、無期転換後の最初の3月31日となります。

（例）年度末年齢が65歳となる年の4月1日から有期労働契約の非常勤講師として継続して雇用され、6年目（年度末年齢70歳の年）に無期転換権を行使し、次の労働契約から無期転換となった場合



### 4. その他留意点

- (1) 無期労働契約への転換を希望しない旨を一度回答した場合についても、6年目以降の当該有期労働契約が終了する4月前までに**無期転換希望変更申込書（別紙様式3）**を提出することにより、無期労働契約への転換希望を学長へ改めて申出ることができません。
- (2) 決定した「無期転換後に担当できる科目」以外の科目を担当させる場合には、無期労働契約講師に事前に確認した上で、「無期転換後に担当できる科目」を変更します。

別紙様式 1

申請日 平成 年 月 日

## 無期労働契約転換申込書

琉球大学長 殿

所属部署 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、現在有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を越えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換の申込みをします。

別紙様式 3

申請日 平成 年 月 日

琉球大学長 殿

所属部署 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 無期転換希望変更申込書

私は、現在の有期労働契約時に無期労働契約への転換を希望しませんでしたでしたが、再度検討した結果、無期労働契約への転換を希望しますので申し出ます。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け琉大人第〇号にて提示された無期労働契約となった場合に担当できる授業科目への意見については、次のとおり回答します。

#### ・無期労働契約となった場合に担当できる授業科目について

※担当できる授業科目について、ご意見のある場合には具体的にお書きください。

※担当できる授業科目について、ご意見がない場合には「特になし」とお書きください。

#### <留意事項>

担当できる授業科目とは、開設する授業科目や専任教員の担当状況等を考慮し、毎年度相互の合意により担当する授業科目の範囲を示すものです。